

中間前金払制度について

地域建設業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、公共工事の適正な履行確保と建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、平成29年4月1日から「中間前金払制度」を導入しております。

1 中間前金払制度の概要

中間前金払制度は、土木建築に関する工事において当初の前払金（請負代金額の40%以内）を支払った後、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合は、請負代金額の20%以内を追加して支払うことができる制度です。

部分払に比べて工事出来高検査などに伴う事務手続きが軽減されます。

2 中間前金払の対象となる工事

当初契約時の請負代金額が1,000万円以上（消費税額を含む）の土木建築に関する工事で、入札公告又は指名通知において、その旨を記載します。

中間前金払の対象工事であっても、当初の前払金の支払を受けない場合は、中間前払金を支払わないものとします。

中間前金払及び部分払の対象工事であって、志摩市契約規則（平成16年10月1日規則第69号）第45条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わないものとします。この場合、契約締結時に受注者が中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとなります。

3 中間前払金の使途

前払金と同様に中間前払金に関する保証契約に定める範囲内で当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限られます。

4 中間前払金の額

《通常契約分》

当初契約時の請負代金額の20%以内の額。ただし、当初の前払金の額との合計額が当初契約時の請負代金額の60%を超えないこととし、算出した中間前払金額の1万円未満の端数は切捨てとします。

《債務負担行為に係る契約分》

当初契約時の当該年度の出来高予定額の20%以内の額。ただし、当該年度の当初の前払金の額との合計額が当初契約時の当該年度の出来高予定額の60%を超えないこととし、算出した中間前払金額の1万円未満の端数は切捨てとします。

5 中間前金払の認定要件

当初の前払金を支払った後、中間前金払を請求する場合は、次の要件を全て満たすことが必要となります。

《通常の契約分》

- (1) 既に当初の前払金（請負代金額の40%以内）の支払いを受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。なお、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

《債務負担行為に係る契約分》

- (1) 既に当該年度に係る当初の前払金（当該年度の出来高予定額の40%以内）の支払いを受けていること。
- (2) 当該年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により当該年度の工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該年度における工事に係る作業に要する経費が当該年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。なお、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

6 支払いの条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づく保証事業会社との中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を提出した上で請求を行うことが条件となります。なお、保証証書の提出に代えて、電子保証も利用可能です。

7 中間前金払と部分払の関係

部分払をした後には、中間前金払をすることができません。また、中間前金払をした後には、部分払をすることができません。

ただし、中間前金払をした場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとします。

8 中間前金払の手続きの流れ

(1) 認定要件確認の請求

- ・受注者は、中間前金払の認定要件を全て満たすことを確認の上、発注者（工事担当課）に下記の書類を提出してください。

- ①「中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）」 2部
- ②「工事履行状況報告書（中間前金払認定申請用）（様式2）」 1部

(2) 認定要件の確認

・発注者（工事担当課）は、受注者から「中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）」の提出があったときは、速やかに提出書類に基づき、当該工事が中間前金払の認定要件をみたしているかを調査します。なお、本調査は、当該工事の監督職員が行うこととし、認定の要件を「工事履行状況報告書（中間前金払認定申請用）（様式2）」により確認できるものとします。

※中間前金払に係る認定請求書の提出があった時点において、変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期及び契約金額等を基に確認を行います。

※工事の出来高等、中間前金払に係る認定調査にあたり疑義があるときは、受注者に対して根拠となる資料の提出等を求めることがあります。

・発注者（工事担当課）は、調査の結果が妥当と認めるときは、「中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）」に記名・押印したものを認定調書として作成し、その1部を受注者に交付します。※他の1部は発注者で保管。

(3) 保証事業会社へ保証の申し込み

・「中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）」の交付を受けた受注者は、保証事業会社に中間前払金に関する保証の申込みを行います。具体的な申し込み方法等は保証事業会社でご確認ください。

・保証事業会社の審査後、受注者に対して中間前払金に関する保証証書及び保証約款が発行されます。

(4) 中間前払金の請求

・請求書を提出する前に「中間前払金保証書納付書」「中間前払金保証書受領書」とともに保証証書を志摩市(出納室)へ提出してください。なお、電子保証を利用される場合は、保証証書等に代わり、認証キーを志摩市（財政課）へ送る必要があります。

・中間前払金の請求にあたっては「前金支払請求書」を発注者（工事担当課）へ提出してください。

・提出書類の受理後、発注者（工事担当課又は予算担当課）は、支出に係る手続きを行い、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

9 電子保証について

「電子保証」とは、前払金保証（中間前払金保証を含む。）と契約保証における「保証証書の電子化」等が可能となる仕組みです。

従来の紙媒体で提出していた保証事業会社の契約保証、前金払保証及び中間前金払保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出を行うことが可能となります。なお、従来の紙媒体による保証証書の提出も引き続き利用可能です。

利用に関する手続き等については、各保証事業会社（東日本建設業保証株式会社等）にお問い合わせください。

電子保証については、令和6年4月1日以降に当初契約の締結を行う案件から適用します。